

法人異動届出書について

1. この異動届出書は、事務所等の開設・廃止、法人名、本店所在地、事務所等所在地、資本金又は出資金の額等届出事項等の変更、合併・分割、連結納税の開始・廃止、及び事業の廃止等が発生した場合にご使用ください。
2. 本店所在地が吹田市外から吹田市内に変更となった場合で、吹田市では初めての開設となる場合は、この異動届出書ではなく、「法人設立（設置）届出書」の提出が必要となります。
3. 提出いただく異動届出書は1部で結構です。受付印を押印した控えが必要な場合は、控え用の用紙と返送用の封筒を同封してお送りください。
4. 記入について
 - ・管理番号
吹田市において付番しております8桁の番号を記入してください。
 - ・法人番号
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく13桁の番号を記入してください。
 - ・本店所在地
登記されている本店所在地を記入してください。
 - ・代表者
法人を代表する者の氏名を記入してください。
 - (1) 事務所等の開設・廃止
すでに吹田市に法人の届出が済んでおり、新たに吹田市内に事務所等を開設する場合、または吹田市内にある事務所等を廃止する場合に、事務所等の「名称」、「所在地」及び「開設・廃止年月日」を記入してください。
 - (2) 届出事項等の異動
異動内容に該当する事由にレ点を付し、内容により「異動前」、「異動後」の事項を記入し、「異動年月日」を記入してください。
該当事項がない場合は、「その他」にレ点を付し、内容を記入してください。
 - (3) 合併・分割
法人が合併・分割した場合、合併・分割の効力が発生した日を、また、合併法人（分割承継法人）及び被合併法人（分割法人）の名称を記入してください。
なお、被合併法人（分割法人）の事務所等を合併法人（分割承継法人）に引き継ぐ場合は、合併法人（分割承継法人）の事務所等を新たに開設したこととなる場合もありますので、その場合には「法人設立（設置）届出書」も併せて提出してください。
 - (4) 連結納税
連結納税の開始又は廃止にレ点を付し、「連結事業年度」を記入してください。
開始の場合は、「最初の事業年度」に、また、廃止の場合は、「最後の事業年度」にレ点を付し、事業年度を記入してください。また、連結親法人の「名称・所在地」を記入してください。
 - (5) 事業の廃止等
事業を廃止するに至った理由として該当するにレ点を付してください。解散の場合は、解散の日（解散決議の日）を、破産の場合は、破産手続き開始決定の日を記入し、精算人又は破産管財人の「住所」、「氏名」及び「電話番号」を記入してください。
清算結了の場合は、残余財産確定の日を記入してください。休業の場合は、休業開始年月日及び休業中の連絡先を記入してください。

問い合わせ先

吹田市役所 市民税課

電話 06 (6384) 1231 内線 2197

直通電話 06 (6384) 1249